

第25期 中間決算公告

2025年12月26日

東京都港区赤坂二丁目3番5号
株式会社東京スター銀行
代表執行役頭取 伊東 武

中間連結貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	387,161	預 金	2,202,575
買 入 金 錢 債 権	23,619	コールマネー及び売渡手形	14,888
有 價 証 券	451,949	売 現 先 勘 定	123,743
貸 出 金	1,686,272	債券貸借取引受入担保金	28,225
外 国 為 替	7,390	借 用 金	3,900
そ の 他 資 産	66,036	外 国 為 替	401
有 形 固 定 資 産	2,930	そ の 他 負 債	55,927
無 形 固 定 資 産	5,278	賞 与 引 当 金	1,229
繰 延 税 金 資 産	5,881	役 員 賞 与 引 当 金	146
支 払 承 諾	8,236	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2
貸 倒 引 当 金	△15,278	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	263
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	59
		利 息 返 還 損 失 引 当 金	4
		支 払 承 諾	8,236
		負 債 の 部 合 計	2,439,602
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	26,000
		資 本 剰 余 金	24,000
		利 益 剰 余 金	141,164
		株 主 資 本 合 計	191,164
		そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金	△1,650
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	363
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△1,287
		純 資 産 の 部 合 計	189,877
資 産 の 部 合 計	2,629,479	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,629,479

中間連結損益計算書

2025年4月1日から
2025年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目							金 額
経 常 収 益							37,578
資 金 運 用 収 益							30,600
(うち貸出金利息)							(20,448)
(うち有価証券利息配当金)							(8,790)
役務の取引等収益							4,103
その他の事業収益							1,280
							1,594
経常費用							29,450
資金調達費							10,235
(うち預金利息)							(6,621)
役務の取引等費用							1,807
その他の事業費用							226
							15,361
経常利益							1,818
経特損失							8,128
税金等調整前中間純利益							12
法人税、住民税及び事業税額計							8,115
法人税等調整							2,447
法人税等合計							112
中間純利益							2,560
親会社株主に帰属する中間純利益							5,555
							5,555

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス

株式会社東京スター債権回収

なお、株式会社東京スター債権回収は、株式取得により当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 2社

会社名

AZ-Star 株式会社

AZ-Star 3号投資事業有限責任組合

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年又は8年）に基づいて償却しております。

4. 他の金融機関より取得した貸出金の会計処理

証書貸付は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。

なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先で財務制限条項に抵触又は貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が二次査定を実施しております。その査定結果に基づいて引当金の算定を行っております。

また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額のうち、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額については、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、リスク管理手続きに則りヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

13. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 670 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、中間連結貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の仮払金及び支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,730 百万円
危険債権額	14,059 百万円
三月以上延滞債権額	581 百万円
貸出条件緩和債権額	2,162 百万円
合計額	27,533 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外匯為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,919 百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第 1 号 2024 年 7 月 1 日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、17,955 百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	172,508 百万円
貸出金	10,000 百万円

担保資産に対応する債務

預金	697 百万円
売現先勘定	123,743 百万円
債券貸借取引受入担保金	28,225 百万円
借用金	3,900 百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 3,915 百万円、保証金 2,059 百万円及び金融商品等差入担保金 21,845 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,461 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 123,971 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 5,141 百万円

(中間連結損益計算書関係)

- 「その他業務収益」には、金融派生商品収益 573 百万円、国債等債券売却益 356 百万円及び外国為替売買益 216 百万円を含んでおります。
- 「その他経常収益」には、持分法による投資利益 1,265 百万円及び団信配当金 161 百万円を含んでおります。
- 「その他業務費用」は、国債等債券償還損 124 百万円及び国債等債券売却損 102 百万円であります。
- 「営業経費」には、給料・手当 7,536 百万円及び退職給付費用 195 百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,604 百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。他の金融商品は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	278,175 170,057	279,671 170,057	1,495 —
（2）貸出金 貸倒引当金（※1）	1,686,272 △15,248		
	1,671,023	1,754,866	83,842
資産計	2,119,256	2,204,595	85,338
預金	2,202,575	2,202,884	308
負債計	2,202,575	2,202,884	308
デリバティブ取引（※2） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(1,444) 509	(1,444) 509	— —
デリバティブ取引計	(935)	(935)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引の正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	422
組合出資金（※2）	3,294

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	24,962	—	—	24,962
社債	—	726	22,968	23,695
その他	90,400	29,087	1,862	121,350
デリバティブ取引				
金利関連	—	17,360	—	17,360
通貨関連	—	13,664	—	13,664
債券関連	13	—	—	13
資産計	115,376	60,838	24,831	201,046
デリバティブ取引				
金利関連	—	16,466	—	16,466
通貨関連	—	15,494	—	15,494
債券関連	12	—	—	12
負債計	12	31,961	—	31,973

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	279,671	—	279,671
貸出金	—	—	1,754,866	1,754,866
資産計	—	279,671	1,754,866	2,034,538
預金	—	2,202,884	—	2,202,884
負債計	—	2,202,884	—	2,202,884

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債等がこれに含まれます。

市場価格のない私募債等は、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に上記以外の有価証券がこれに含まれます。

また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

貸出金

貸出金については、商品別及び信用格付け別に区分して、原則として見積将来キャッシュ・フローに担保の設定状況等を考慮した金額をリスクフリー金利で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を用いた割引現在価値、又は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値等に基づいて算定していることから、時価は中間連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限の定めのないものにつきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期性預金については、一定の期間ごとに区分して、原則として見積将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に同一又は類似の預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間や残存期間が短期間（概ね1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債	現在価値技法	倒産確率 倒産時の損失率	0.1% 0%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年9月30日）

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損 益に計上 した額の うち中間 連結貸借 対照表日 において 保有する 金融資産 及び金融 負債の評 価損益
	損益に計 上 (※1)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券	27,143	△7	△64	△2,240	—	—	24,831 △37

(※1) 中間連結損益計算書に含まれております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

当行グループでは財務部門において時価の算定に関する方針を定め、リスクマネジメント部門においてそれに基づく手続を定めております。レベル3に分類された時価は、定められた手続に従い、主にリスクマネジメント部門が算定及び検証を行い、同部門担当執行役に承認されております。また、検証結果は、財務部門に報告されることで時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

市場価格のない私募債等の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率及び倒産時の損失率であります。

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示しており、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の債券の残高に占める割合であり、将来の担保不動産時価に対する時点の債権の残高の割合から算定した推定値です。

倒産確率と倒産時の損失率は正相関の関係にあり、これらのインプットの著しい増加は、時価の著しい低下を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	外国証券	254,188	255,718	1,530
	小計	254,188	255,718	1,530
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	外国証券	23,987	23,952	△34
	小計	23,987	23,952	△34
合計		278,175	279,671	1,495

2. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	17,556	17,469	86
	国債	—	—	—
	社債	17,556	17,469	86
	その他	34,487	33,975	511
	小計	52,043	51,445	598
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	31,101	31,181	△79
	国債	24,962	25,000	△37
	社債	6,139	6,181	△41
	その他	90,591	93,520	△2,928
	小計	121,693	124,701	△3,008
合計		173,736	176,146	△2,409

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間
経常収益	37,578
うち役務取引等収益	4,103
預金・貸出業務 (注1)	3,081
為替業務	194
証券関連業務	485
保証業務 (注2)	49
保険販売業務	214
その他	78
うちその他業務収益	123

(注1) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益も含まれております。

(注2) 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象外の収益です。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 271,253円07銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 7,936円76銭

第25期 中間決算公告

2025年12月26日

東京都港区赤坂二丁目3番5号
株式会社東京スター銀行
代表執行役頭取 伊東 武

中間貸借対照表（2025年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金	387,006	預 金	2,216,092
買 入 金	23,619	コ 一 ル マ ネ 一	14,888
有 債 値	456,469	売 現 先 勘 定	123,743
貸 外 出 国	1,683,216	債 券 貸 取 引 受 入 担 保	28,225
そ の 他	7,390	借 用	3,900
そ の 他	65,998	外 国 為 替 債 借	401
有 形 固 定 資	65,998	そ の 他 負 債	55,994
無 線 支 払	2,888	未 払 法 人 税 債 借	2,607
形 形 延 期 税 金	5,148	資 產 除 去 債 借	1,192
支 貸 倒 倒	5,158	そ の 他 の 負 債	52,194
承 諾	2,452	賞 役 員 賞 役 員 引 当 金	1,222
見 返 金	△11,795	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	146
当 金		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	263
		支 払 承 承	59
		負 債 の 部 合 計	2,452
		純 資 産 の 部)	2,447,389
		資 本 本 剰 余 金	26,000
		資 本 本 剰 余 金	24,000
		利 準 備 金	24,000
		益 剰 余 金	131,452
		利 準 備 金	2,000
		そ の 他 利 準 備 金	129,452
		繰 越 利 準 備 金	129,452
		株 主 資 本 合 計	181,452
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,650
		緑 延 ヘ ツ ジ 損 益	363
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△1,287
		純 資 産 の 部 合 計	180,164
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,627,553
資 産 の 部 合 計	2,627,553		

中間損益計算書

2025年4月1日から
2025年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	37,506
資 金 運 用 収 益	
(う ち 貸 出 金 利 息)	30,572
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(20,424)
役 務 取 引 等 収 益	(8,787)
そ の 他 業 務 収 益	4,068
そ の 他 経 常 収 益	1,280
	1,584
経 常 費 用	29,496
資 金 調 達 費 用	
(う ち 預 金 利 息)	10,248
役 務 取 引 等 費 用	(6,634)
そ の 他 業 務 費 用	3,096
當 業 経 常 費 用	226
そ の 他 経 常 費 用	15,139
	785
経 常 利 損 失 益	8,009
特 別 利 損 失 益	12
税 引 前 中 間 純 利 益	7,997
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,319
法 人 税 等 調 整 額	140
法 人 税 等 合 計 益	2,460
中 間 純 利 益	5,537

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っています。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに 2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50 年

その他 2年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年又は8年）に基づいて償却しております。

4. 他の金融機関より取得した貸出金の会計処理

証書貸付は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。

なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び要注意先で財務制限条項に抵触又は貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が二次査定を実施しております。その査定結果に基づいて引当金の算定を行っております。

また、当中間会計期間の貸倒引当金繰入額のうち、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額については、中間損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、リスク管理手続きに則りヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

8. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 5,487 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の仮払金及び支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,671 百万円
危険債権額	14,042 百万円
三月以上延滞債権額	567 百万円
貸出条件緩和債権額	2,162 百万円
合計額	24,442 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,919百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、17,955百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	172,508 百万円
貸出金	10,000 百万円

担保資産に対応する債務

預金	697 百万円
売現先勘定	123,743 百万円
債券貸借取引受入担保金	28,225 百万円
借用金	3,900 百万円

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金3,915百万円、保証金2,034百万円及び金融商品等差入担保金21,845百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、147,201百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が123,971百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 5,021百万円

（中間損益計算書関係）

1. 「その他業務収益」には、金融派生商品収益573百万円、国債等債券売却益356百万円及び外国為替売買益216百万円を含んでおります。
2. 「その他経常収益」には、投資ファンド運用益1,289百万円を含んでおります。
3. 「その他業務費用」は、国債等債券償還損124百万円及び国債等債券売却損102百万円であります。
4. 減価償却実施額は、有形固定資産194百万円、無形固定資産806百万円であります。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額705百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2025年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	外国証券	254,188	255,718	1,530
	小計	254,188	255,718	1,530
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	外国証券	23,987	23,952	△34
	小計	23,987	23,952	△34
合計		278,175	279,671	1,495

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	4,923
関連法人等株式及び出資金	563

3. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	債券	17,556	17,469	86
	国債	—	—	—
	社債	17,556	17,469	86
	その他	34,487	33,975	511
	小計	52,043	51,445	598
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	債券	31,101	31,181	△79
	国債	24,962	25,000	△37
	社債	6,139	6,181	△41
	その他	90,591	93,520	△2,928
	小計	121,693	124,701	△3,008
合計		173,736	176,146	△2,409

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (※1)	6
組合出資金 (※2)	2,743

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,950	百万円
その他有価証券評価差額金	759	
前受収益	502	
賞与引当金	379	
資産除去債務	375	
減価償却費	193	
金融派生商品	168	
その他	875	
繰延税金資産小計	6,206	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 746	
評価性引当額小計	△ 746	
繰延税金資産合計	5,460	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△ 167	
減価償却費	△ 133	
繰延税金負債合計	△ 301	
繰延税金資産の純額	5,158	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 257,378円21銭

1株当たりの中間純利益金額 7,910円18銭